

請願第 5号

令和元年10月 7日

川崎市議会議長 山崎直史様

川崎区

川崎の文化と図書館を
発展させる会

ほか 365名

川崎市の図書館の振興にかかわる請願

請願の要旨

本市は、これまで図書館の振興に努め、現在も目指すべき「7つの運営理念」を掲げています。

しかし、宮前区の「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」への取組と同時に、社会状況に合わせ「(仮称)今後の図書館のあり方」を策定しようとしています。それに関し、以下のことを請願します。

請願の項目

- 1 現在の宮前区の図書館・市民館をいかし、区内2つ目の図書館・市民館を建設すること。
- 2 現在進められている「(仮称)今後の図書館のあり方」は、庁内検討会だけでなく、市民・専門家の委員等による「将来の図書館のあり方構想委員会」(例)を設置し、行政と市民で検討し、基本計画を策定すること。
- 3 無料の原則、記録等の資料の収集・提供・保存、図書館奉仕の向上、学校教育、博物館等との連携支援を定めた図書館法の趣旨を尊重し、図書館の管理形態は直営を原則とすること。

請 願 の 理 由

- 1 人口23万人の宮前区は、2035年まで人口増が見込まれますが、現在、図書館が1館しかありません。図書館は、子どもからお年寄りまで、日々、生活の中で身近に使う施設です。子どもたちや高齢者が負担なく行けるよう、他区と同様、2館目を設置する必要があります。他政令市と比較して設置率が低い状態です。
- 2 「(仮称)今後の図書館のあり方」は、将来にわたって本市の図書館政策の基本となるものです。図書館は、市民とともに育ててこそ発展します。庁内だけで検討するのではなく、市民自治の観点からも広く全市民に知らせ、市民と行政が対等な立場で検討するべきです。例えば、専門家や市民、図書館を利用する様々な人が参加する構想委員会を立ち上げ、十分時間を掛けて成案を得てください。
- 3 2003年(平成15年)の地方自治法改正により、指定管理者の導入等、民間活力が図書館でも導入され、現在、図書館での導入率は15%くらいです。しかし、導入館の調査によると、当初の目的である「サービス向上と経費の節減」は達成できていないところが多く、結果、図書館の機能低下や臨時職の司書の劣悪な労働条件により、次世代に図書館の専門的なノウハウを手渡せなくなると危ぐされています。本市も例外ではありません。

2019年(令和元年)6月刊行の「公共図書館－『新しい公共』の実現をめざす－」(超党派の活字文化議員連盟・公共図書館プロジェクト答申参照)では、図書館運営は直営が望ましいと明言されています。

紹介議員

大 庭 裕 子